



病気やけがをしたときの強い味方！

国民健康保険

日常的な診療や健康管理などを行つてくれる身近なお医者さんを「かかりつけ医」と呼んでいます。ご家族でかかりつけ医を決めておくと、風邪などの軽い病気の際に安心です。

かかりつけ医に、普段から家族の病歴や健康状態を把握してもらうことで、もしも精密検査や入院が必要になった場合には適切な医療機関や専門医を紹介してもらうことができます。まずは、かかりつけ医を持つことが安心への第一歩です。

重複診療はやめる

同じ病気でいくつもの医療機関にかかる「重複診療」はやめましょう。医療費が増加するばかりではなく、検査や投薬が重複することにより、かえつて体に悪影響を与えて

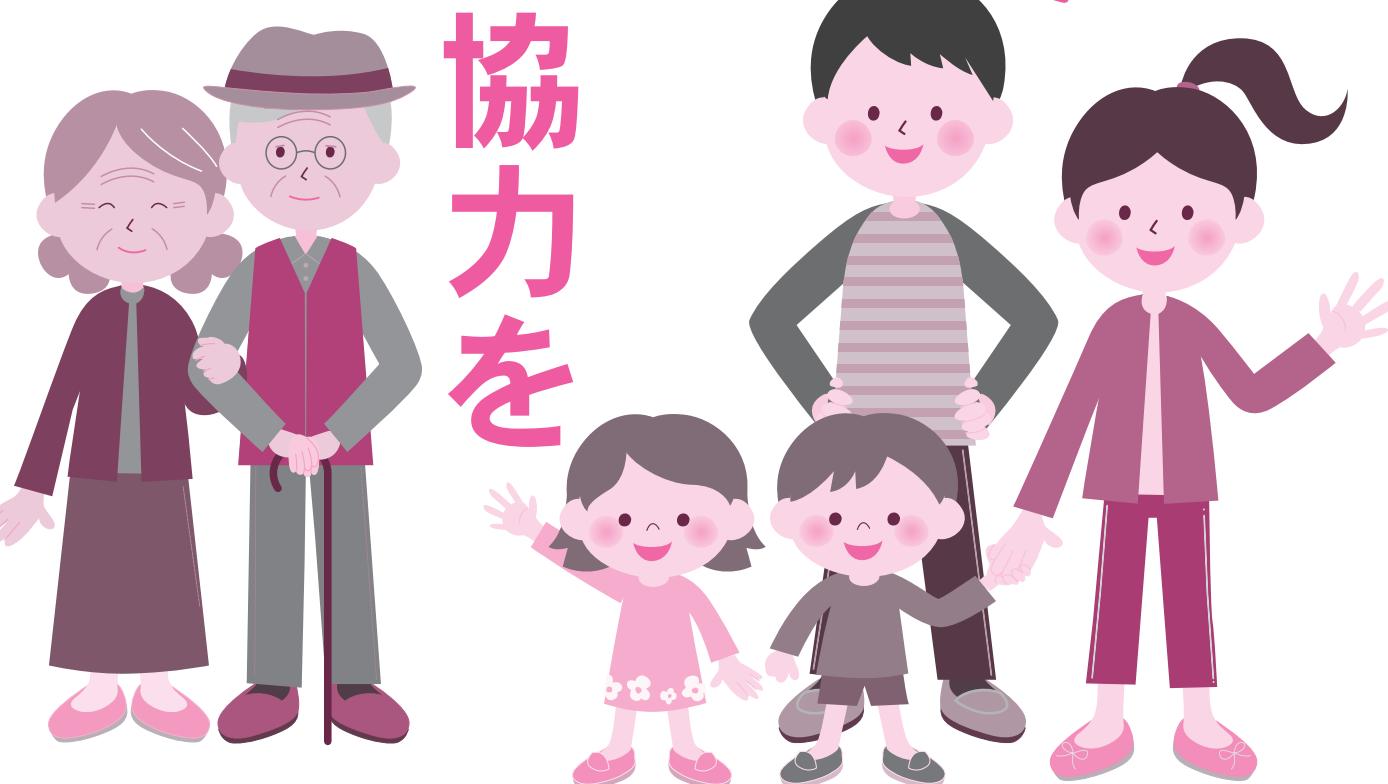
国民健康保険は加入者の皆さんのが所得などに応じて保険税を出し合い、そこから医療費を支出する相互扶助の医療制度です。

国民健康保険の医療費が増加傾向にあります。医療機関を上手に受診して、医療費を節約しましょう。

問合せ 保険医療係

■内線 322

医療費の適正化にご協力を



正しくかかりましょう

整骨院・接骨院・はり・きゅうマッサージで保険が使える場合は限られます。保険が使えない場合は全額自己負担となりますのでご注意ください。

整骨院・接骨院

保険が使える場合

- 捻挫 ○打撲 ○肉離れ ○骨折・脱臼の応急手当(緊急時以外は医師の同意が必要)

保険が使えない場合

- 日常生活における疲労・肩こり
- スポーツなどによる肉体疲労
- 加齢による腰痛・五十肩の痛み
- 神経痛(リウマチ・慢性関節炎など)
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 医療機関で治療中の場合
- 業務上の負傷の場合

はり・きゅう

保険が使える場合

- 医師の発行した同意書や診断書がある場合

保険が使えない場合

- 医療機関で治療を受けている間

マッサージ

保険が使える場合

- 筋痙攣や関節拘縮などの症状で、医療上マッサージを必要とする場合(医師の発行した同意書や診断書が必要)

保険が使えない場合

- 疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージ



申請の翌月に、高額療養費が支給されます。



役場で申請内容を審査し、支給金額を計算します。



通知に記載してある必要なものをもって役場に申請。



高額療養費に該当すると役場から通知が届きます(診療月の約2ヶ月後)。



高額療養費申請の流れ

高額療養費とは、病気などで医療機関にかかり、1か月の医療費が高額になつた場合、申請により自己負担限度額を超えた分について「高額医療費」として払い戻しを受けることができる制度です。

高額療養費支給の時効は原則として診療月の翌月1日から2年です。支給の申請はお早めに行つてください。

問合せ 保険医療係

■内線 322



夜間・休日の診療は控える

しまう心配があります。かかりつけ医に相談し、必要な場合は適切な医療機関や専門医を紹介してもらいましょう。

現在、軽症の患者さんが夜間や休日に開いている救急医療機関へ受診することが増えています。

薬のもらいすぎに注意

夜間や休日に救急医療機関を受診しようとする際は、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。

薬は正しく服用しないと効果が得られません。また、飲み合わせによっては副作用が生じる場合があります。

薬局などで入手できる「お薬手帳」を活用し、薬の重複

え、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたしています。本当に必要なかたが安心して医療を受けられるよう、安易な理由で救急医療機関を受診することは避けましょう。

夜間や休日に救急医療機関を受診しようとすると、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。

薬は正しく服用しないと効果が得られません。また、飲み合わせによっては副作用が生じる場合があります。

薬局などで入手できる「お

薬のもらいすぎに注意

薬は正しく服用しないと効

果

が

み

わ

せ

り

が

あ

り

う

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。